【議事録】要点筆記

会議名	エリアマネジメント専門分科会第		↓会第8回	会場	芦屋町役場 オンライン開催	
日時	令和 4 年 4 月 19 日 (火) 9:30~10:40					
件名・議題	 1 開会 2 議事 (1)全天候型施設の施設概要等の報告について (2)既存港湾施設(1号上屋)の利活用について (3)管理運営方法の方向性について (4)港湾エリア全体の動線について 3 その他 					
委員の出欠	会長	内田 晃	出		宗 重成	欠
	副会長	志賀 勉	出		橋本 誠也	代
		大方 優子	出			
事務局等の出席	【事務局】 ・芦屋町 芦屋港活性化推進室 ・芦屋町 産業観光課 商工観光係 【事務局支援】 株式会社オリエンタルコンサルタンツ九州支社					
○全天候型施設について、導入機能を含めた施設概要等の報告を行った。 ○既存港湾施設(1号上屋)の利活用について、民設民営ではなく行政による整備とし、施設の管理運営は指定管理者制度とする。導入機能は、飲食、直売、観光案内、サイクルステーションとする。施設整備の主体や費用負担等については、県と町で協議の上、進めていく。 ○管理運営方法の方向性について、指定管理者制度による管理運営とし、エリアマネジメント組織が中心となってすべての施設をまとめて管理運営する形を目指す。今後は、プロジェクトマネージャーを中心に、エリアマネジメント組織の形成を進めていく。 ○港湾エリア全体の動線について、港湾エリアの歩行者の安全を最優先とし、港湾エリアの通過交通を減らす視点で計画を進める。今後は、「案ウ:道路形状の見直し・クランク案」を基本とし、地元の意見、道路管理者や警察と協議のうえ、港湾エリア全体の動線計画を進める。						

エリアマネジメント専門分科会(令和4年4月19日開催分)議事録

1 開会

■事務局より出席者(4名、うち代理出席1名)について報告。

2 議事

(1) 全天候型施設の施設概要等の報告について

- ■資料1にて、観光動向調査結果を踏まえ、全天候型施設の導入機能を令和2年度の基本 方針に順じて、芦屋町の独自性を活かしたコンテンツである砂像屋内展示施設とすることを報告。また、砂像制作関係者と協議して取りまとめた全天候型施設の施設概要等を 説明した。【事務局】
- ○施設配置について、緑地帯側に寄せた理由を教えてほしい。【会長】
- ⇒砂像制作の関係者と協議し、砂の搬入や関係車両の動線、砂像制作の工程を勘案し、芦屋港活性化基本計画で示した位置より少しだけ緑地帯側に寄せた配置とした。【事務局】

(2) 既存港湾施設(1号上屋)の利活用について

- ■資料2にて、公募型サウンディング調査を踏まえ整理した既存港湾施設(1号上屋)の 利活用や芦屋港活性化基本計画及び観光動向調査結果から取りまとめた導入機能の考え 方について説明した。また、既存港湾施設(1号上屋)の今後のすすめ方、検討課題に ついて説明。【事務局】
- ○今後のすすめ方について、1号上屋の「利活用する場合」と「解体し、新設する場合」 の案が提示された。上屋を解体したうえで新設する場合の方がコストの面で優れるが、 事務局の考えを伺いたい。【会長】
- ⇒1号上屋の利活用については、現時点でどちらの案で進みたいか考えがまとまっている わけではない。上屋の利活用については、国土交通省関連の支援事業を活用することを 前提に検討を進めてきたが、この支援事業が令和3年12月に廃止となったため、今回 のエリアマネジメント専門分科会の協議、芦屋港活性化推進委員会からの答申をもって 町の考えを決めていきたい。【事務局】
- ⇒これまでは施設改修を前提として検討を進めてきたが、ライフサイクルコストや脱炭素といった環境配慮の面から、上屋を解体したうえで適切な規模で施設を新設した方が良い。施設を新設する場合は、全天候型施設との関係性や芦屋港活性化エリア全体の景観・親和性を考慮しながら施設規模を決めていけると良い。【委員】
- ⇒1号上屋のリノベーションは、趣のある魅力的な施設になると考えられるし、新設する場合は芦屋港活性化エリアに寄与する新しいデザインで整備することもでき、双方それぞれに良さがある。今後は、芦屋港活性化エリア全体の景観を考慮しながら、町と県の協議を踏まえ、どちらの案が良いか決められるとよい。【会長】

○既存港湾施設(1号上屋)の利活用については、行政による整備で、管理運営方法は指定管理者制度とする。また、導入機能は、飲食、直売、観光案内、サイクルステーションとする。なお、施設所有権や施設整備の主体及び費用負担等は、解体も視野に含め、福岡県と芦屋町で協議を行っていく。以上を分科会のまとめとしてよろしいか。【会長】 ⇒異議なし。【全委員】

(3) 管理運営方法の方向性について

- ■資料3にて、芦屋港活性化エリア内の施設の管理運営方法、複数の施設をどのように管理することが望ましいか、これまでの検討を踏まえて取りまとめた考え方を説明。また、エリアマネジメント組織が今後、どのような組織形態とするかを、資料に基づき説明。 【事務局】
- ○管理運営方法は、民間事業者の創意工夫により、利用者へのきめ細やかなサービス提供が期待できる指定管理者制度とし、質の高いサービス提供や行政事務の負担軽減、施設運営で得られた収益を地域に還元できることなどから、エリアマネジメント組織が中心となってすべての施設をまとめて管理運営することが望ましいという考えである。また、エリアマネジメント組織については、組織の自走化を前提とし、プロジェクトマネージャーを中心に検討し、組織形成を進めていくということである。これらの点については、これまで議論してきた内容と同じ方向性である。以上を分科会のまとめとしてよろしいか。【会長】
- ⇒異議なし。【全委員】

(4)港湾エリア全体の動線について

- ■資料4にて、芦屋港活性化エリアにおける動線上の課題、交差点改良や動線の分離等の対策から考えられる動線の検討案について説明。【事務局】
- ○事業主体はどのように考えているか。また、道路法に適した案との理解でよいか。【委員】 ⇒道路管理者とまずは協議していく必要があると考えている。ただし、道路整備において は、原因者負担とする考えがあるため、町が負担する可能性が高くなるのではないかと 考えている。今回示している案は、町の道路管理者に確認したうえで、法令上、警察協 議上可能と考えられるものを提示している。【事務局】
- ○動線の対策を進めるうえで、芦屋港を利用する事業者や地元の意見を確認、調整しなが ら進めていく必要があると思うが、今回の分科会で方向性を定める必要があるのか確認 したい。【会長】
- ⇒町の道路管理者に確認すると、案アや案イは関係者との協議に時間を要し、道路整備が 令和7年度の開業までには間に合わないとの助言があった。そうした点を踏まえると、 次回の芦屋港活性化推進委員会では、動線に関する一定の方向性を取りまとめてもらい たい。【事務局】
- ⇒令和7年度の開業に道路整備が間に合わないとした場合、暫定的な道路工事を行い、開

業後に将来的な道路整備を目指すことは可能なのか。【会長】

- ⇒例えば、将来的に案アを目指すとして、一旦案ウの道路整備をする場合に、補助金を返金するという課題が生じる。また、駐車場の面積が減少するなど土地を有効的に活用できないといった課題がある。案イとした場合には、駐車場形状の変更が生じない点は良いが、橋梁の整備費や維持管理費が高額になるなど、コストの面での課題が生じる。こうした課題を踏まえたうえで、案アまたは案イを将来的な道路計画にするという考えもある。芦屋港活性化基本計画では、段階的整備という考え方を示しており、当面は令和7年度開業に合わせて、既存道路を活用し、課題を解決することが望ましいのではないかと考えている。さらに、地元からの理解を得るという意味でも、案ウのような対策が必要と考えている。【事務局】
- ⇒案アや案イは整備費用があまりにも高く、案ウで進めていくことが現実的と考える。地元や漁協等からの理解が得られ、合意形成が図れるという点からも、案ウは現状を踏まえた良い対策である。【委員】
- ⇒費用面を考えると案ウが良い。できれば、開業後に想定される交通量を試算できると更に検討しやすい。案ウは予測される交通量に問題ないのかといった点を踏まえて検討することが大切である。【委員】
- ⇒交通量のシミュレーションについては、今後の議論に必要と考えているため、準備した い。【事務局】
- ⇒交差点Fについて、交差点改良と記載されているが、図は現状のままである。F交差点 の改良の考え方があれば教えてほしい。【会長】
- ⇒現時点では、ラウンドアバウト設置を含め、今後検討が必要な交差点という認識で明確な対策案は定まっていないため、交差点改良との記載ではない形に改める。【事務局】
- ⇒A地点からC地点、特にA地点からB地点にかけては、大型車両が通行しない、通過交通を減らす対策が必要ではないか。また、1号上屋を解体するとした場合、建物の形状や整備する位置など様々なパターンが想定され、パターンに応じて周辺道路の使い方が変わってくると思うが、事務局の考えを伺いたい。【会長】
- ⇒A地点からC地点は単路部の改良により、自動車の速度抑制を見据えた整備が必要になってくると考えている。また、1号上屋を解体するとした場合は、様々なパターンを想定する必要があると認識している。【事務局】
- ⇒動線対策について、案アや案イとする場合にはコストの課題、A地点からB地点にかけては通過交通を減らすという課題、C地点やD地点は地元から理解を得るという課題、 これらの課題を踏まえ、動線計画を進めていく必要がある。
 - 4つの動線検討案については、令和7年度開業に間に合わせること、現実的な対策を講じるとの観点から、暫定的に案ウとし、地元の意見、道路管理者や警察と協議のうえ、 港湾エリア全体の動線計画を進めていく。以上を分科会のまとめとしてよろしいか。【会 長】

⇒異議なし。【全委員】